

2020年10月15日

JICA東京におけるセミナールーム等の利用基準

（目的）

第1条 この内規は、独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA東京」という。）のセミナールーム等（以下、「施設」という。）を独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の事業以外の目的で利用させることに関し、必要な事項を定め、もって当該施設の適正な管理を図ることを目的とする。

（利用者の範囲）

第2条 JICA事業以外の目的で施設を利用できる者は、開発途上国を対象とした国際協力及び国際交流活動のため施設を利用する者（地球ひろば団体登録の承認を得た団体を含む。）とする。ただし、JICA東京所長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定に関らず、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号。以下「反社会的勢力への対応規程」という。）に基づく反社会的勢力に該当する者は、施設を利用することができない。

（利用可能な施設及び機材の範囲）

第3条 この内規で利用可能な施設及び機材等は、別表第1に定める。

（利用手続）

第4条 利用手続は、次のとおりとする。

(1) 施設の利用を希望する者は、事前に施設利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によりJICA東京所長に申請し、承認を得なければならない。

(2) 申請書は、JICA東京フロントに提出することとする。

(3) 申請書の受付は、土日祝休日及び平日夜間（18時以降）の利用については利用希望日の3か月前から7営業日前までとし、平日昼間（18時まで）の利用については利用希望日の2週間前から7営業日前までとする。ただし、JICA東京所長が特に認めた場合は、この限りではない。

(利用時間)

第5条 施設利用が可能な時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、JICA東京所長が特に認めた場合は、この限りではない。

(利用料金)

第6条 施設利用を承認した場合、別途定める利用料金を徴収する。ただし、第12条に定める利用料金の減免措置がある場合は、それを適用した額を徴収する。

(利用料金の支払方法)

第7条 利用料金の支払方法は、JICA東京が発行する請求書に従い、指定の口座に指定の期日までに振込支払い（振込手数料は利用者負担）するか、利用当日にJICA東京フロントにて現金支払いとする。

(利用の変更及び中止)

第8条 施設利用申請後に、変更又は中止する場合は、JICA東京フロントに速やかに申し出ることとする。

2 前項により変更又は中止となる場合のキャンセル料金は、別途定める。

(利用条件等)

第9条 利用条件及び利用上の注意点は次のとおりとする。

(1) 利用条件

ア 施設を一時使用する者は、利用終了後は速やかに整理・清掃を行ない、机・椅子等を利用前の状態に原状回復する。

イ 施設を一時使用する者は、安全管理に努める。そのために下記の要員・人数を配置する。

(ア) 保安責任者 1名

(イ) 安全誘導者 50名につき1名。保安責任者との兼務は不可とする。

ウ 火災防止に努める。また以下の各号の行為を禁止する。

(ア) 喫煙場所以外での喫煙

(イ) 火気の利用

エ 施設を一時使用する者は、警備員の指示を遵守する。

オ 参加者及び関係者総数が20名を超える場合の施設利用及びイベント等については、必ず受付を設置し、参加者・関係者の受付、誘導等を行ってください。

(2) 注意事項 施設を一時使用する者は、以下の行為を禁止する。

ア 営利活動

- イ 宗教活動
- ウ 政治活動
- エ 違法または不当な活動（公序良俗に違反する行為）
- オ 物品販売（事前に JICA 東京所長の承認を得た場合を除く）
- カ 募金徴収（事前に JICA 東京所長の承認を得た場合を除く）
- キ 会員勧誘活動
- ク 騒音、振動等を伴う迷惑行為
- ケ 利用承認された施設及び備品の第三者への又貸し
- コ 利用承認された施設等の利用目的以外での利用

2 JICA東京所長は、既に行った利用承認に関し、利用者が、次の1号又は2号に該当する時は取り消すことができるものとし、3号に該当するときは取り消すものとする。

- (1) 利用者が、申請時の内容と著しく異なる利用をしたとき又はしようとしたとき
- (2) 前項に定める利用条件等に違反したとき又はしようとしたとき
- (3) 利用者が反社会的勢力への対応規程に基づき、反社会的勢力に該当することが判明したとき

（損害賠償等）

第10条 故意又は過失により、施設、設備又は備品を損傷又は滅失した場合、利用者に対し、原状に復する費用の賠償を求めるとする。ただし、JICA東京所長は、不動産にあつては理事長、物品にあつては財務部長の承認により、損害額の全部又は一部を減額することができる。

（名義使用）

第11条 利用者が、JICAの後援、協力又は協賛（以下「後援等」という。）による事業で施設を利用する場合は、事前に、後援等の名義使用に関する取扱細則（平成18年細則（総）第3号）に基づき、名義使用申請書（様式第2号）によりJICA東京所長（又はJICA関係部署）に申請し、承認（様式第3号）を得なければならない。

2 名義使用を承認された者は、JICAの後援等による事業の実施終了後、名義等使用報告書（様式第4号）をJICA東京所長（又はJICAの右承認部署）に提出するものとする。

（利用料金の減免）

第12条 利用者がJICAの後援等による事業で施設を利用する場合は、第6条に定め

る利用料金の半額を免除することができる。

2 前項に定める場合で、次の各号のいずれかに該当するとJICA東京所長が判断する場合は、利用料金の全額を免除することができる。

- (1) JICAの事業と密接に関連した内容であること
- (2) 広報効果が大きいこと（概ね100名以上の集客が見込めることなど）

3 利用者が、JICAの共催による事業で利用する場合は、第6条に定める利用料金の全額を免除することができる。

（物品販売・募金徴収）

第13条 利用者が施設利用の際に物品販売・募金徴収を行う場合は、事前に物品販売・募金徴収申請書（様式第5号）により申請し、JICA東京所長が次の各号のすべてに該当すると判断する場合は、承認することができる。

- (1) 物品販売及び募金徴収を施設利用の主目的としていないこと。
- (2) 書籍販売の場合は、申請団体及び申請団体の活動に関わる書籍のみの販売であること。
- (3) 他団体物品の委託販売、生鮮食品の販売を行わないこと。
- (4) 収益は、団体の活動支援金その他公益目的に利用されること。

（特例）

第14条 前条までに記載のない事項又は本内規に抛りがたい場合は、JICA東京所長の承認を得て、別の取扱いをすることができるものとする。

附則

本基準は、2020年10月15日以降に受け付ける施設利用申請に適用する。